

住宅・建築分野における地球温暖化対策について

平成19年6月



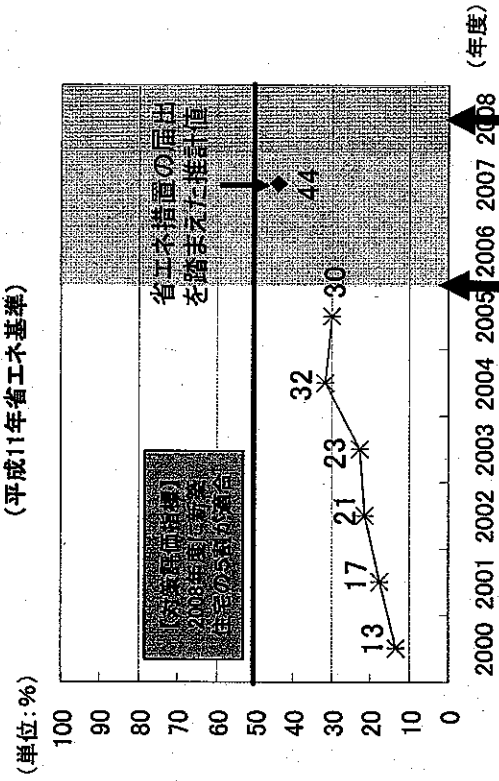
国土交通省

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)による規制・誘導等

【省エネ法の概要】

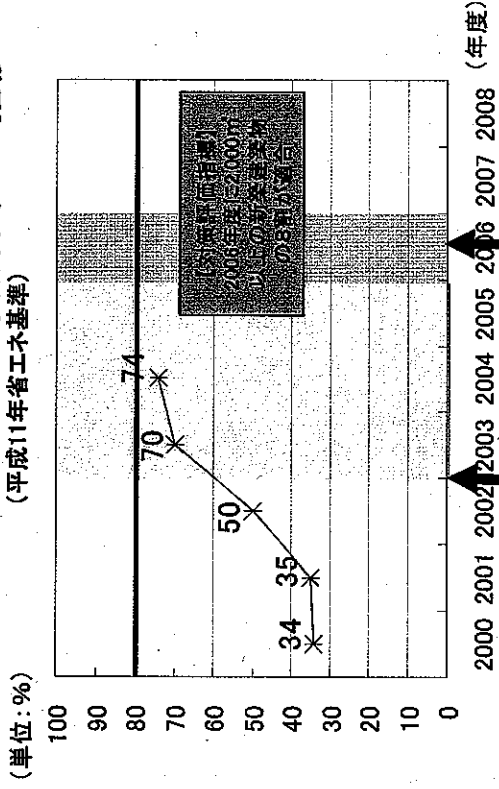
- (1) 省エネ基準: ①昭和55年制定、②平成4年(住宅)・平成5年(建築物)強化、③平成11年再強化。
- (2) 措置内容: ①全ての住宅・建築物の建築主に対し、省エネ措置の努力義務。省エネ措置に関する建築主の判断の基準を制定(昭和55年(1980年))。
- ②大規模(2,000㎡以上)な非住宅建築物の新築・増改築等について、省エネ措置に係る届出を義務付け。著しく不十分な場合は変更を指示・公表(平成15年(2003年))。
- ③・大規模(2,000㎡以上)な住宅の新築・増改築等について、省エネ措置に係る届出を義務付け、著しく不十分な場合は変更を指示・公表(平成18年(2006年))。
- ・大規模(2,000㎡以上)な住宅・建築物の大規模修繕等について、省エネ措置に係る届出を義務付け、著しく不十分な場合は変更を指示・公表(平成18年(2006年))。

新築住宅の省エネ基準適合率*の推移



*住宅性能評価を受けた住宅のうち、平成11年省エネ基準に適合している住宅の戸数の割合を新築住宅の省エネ基準適合率と仮定。

新築建築物の省エネ基準適合率*の推移

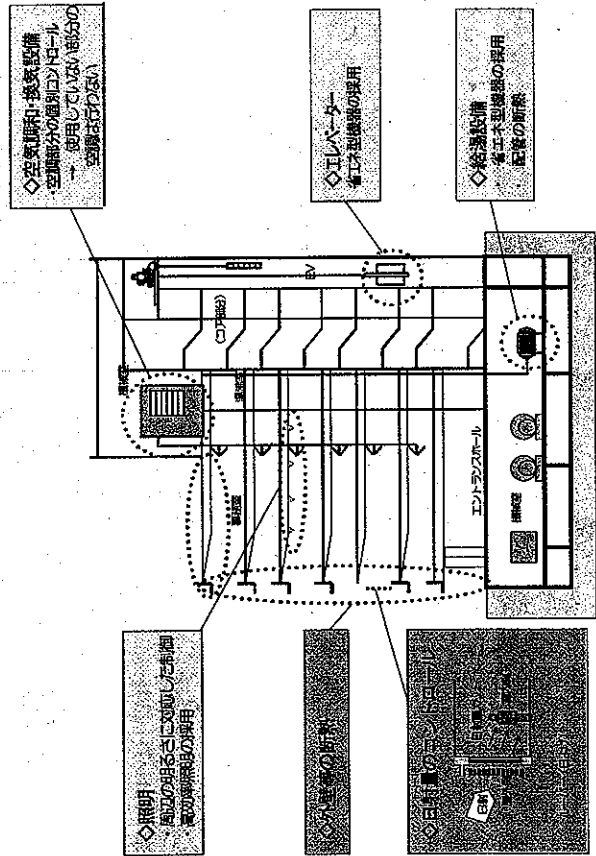


*当該年度に建築確認された建築物(2,000㎡以上)のうち、平成11年省エネ基準に適合している建築物の床面積の割合。

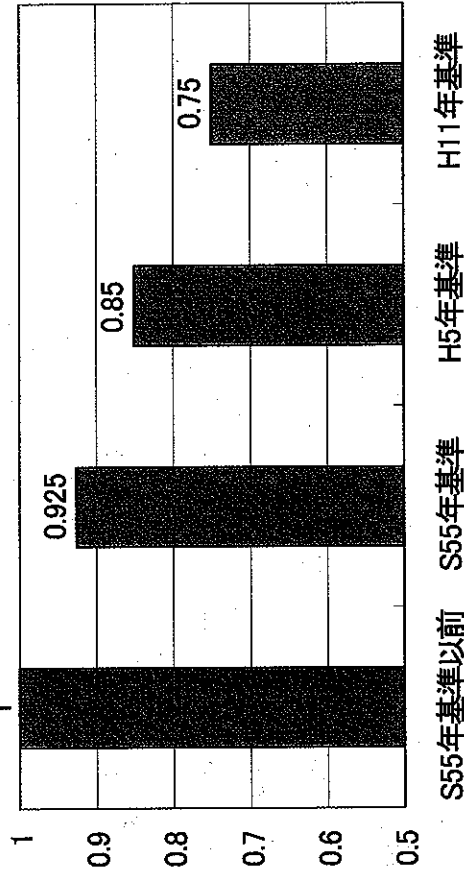
建築物の省エネ基準

- 建築物の省エネ基準は、建築計画や外皮設計(ガラスの仕様、断熱材の厚さ等)などの断熱性能に関わる基準「PAL」と建築設備の省エネルギー性能に関わる基準「CEC」からなる。
- 「CEC」は、建築設備毎に基準を規定している。【CEC/AC(空調設備)、CEC/N(機械換気設備)、CEC/L(照明設備)、CEC/HW(給湯設備)、CEC/E(昇降機)】
- 省エネ基準「PAL」および「CEC」は、建物用途別に規定している。【事務所、ホテル、病院、物販店舗、飲食店、学校、集会所、工場】
- 省エネ基準は1980(昭和55)年に制定され、1993(平成5)年、1999(平成11)年に順次強化。

● 建築物の省エネルギー対策のイメージ



● 各省エネ基準に適合する建築物におけるエネルギー消費量の比較

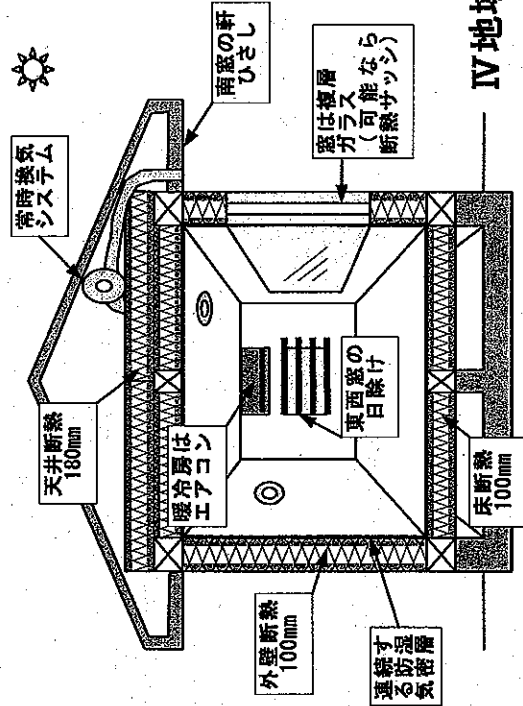


※ S55年基準以前(従来型)の建築物におけるエネルギー消費量を1としたとき、それと同等の室内環境等を得るために必要なエネルギー消費量(エネルギー消費指数)

住宅の省エネ基準

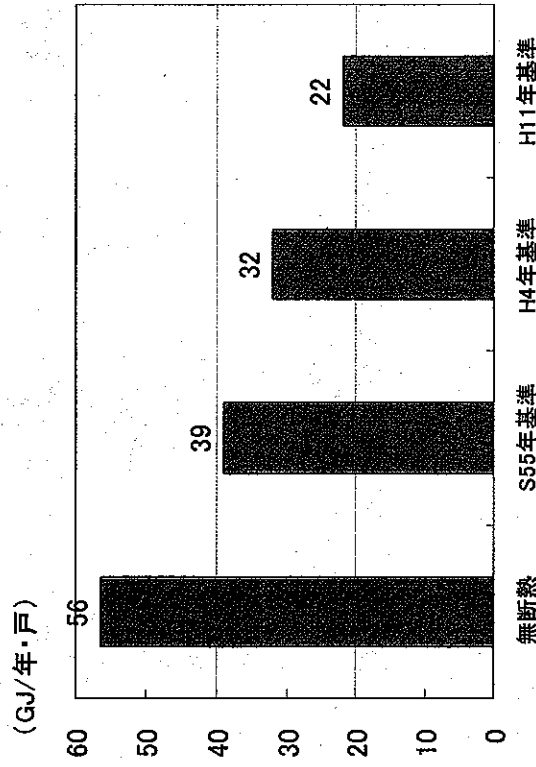
- 全国を6つの地域に区分し、地域ごとに断熱性、気密性、日射遮蔽性等に関する基準を規定。
- 1980(昭和55)年に制定。1992(平成4)年、1999(平成11)年に強化。
- 2006年に共用部分の建築設備に関する事項を追加。

● 木造戸建住宅の断熱化のイメージ



IV 地域仕様

● 年間暖冷房エネルギー消費量※の試算



● 基準ごとの断熱仕様等の比較

項目	S55年以前	S55年基準	H4年基準	H11年基準(現行基準)
性能基準				
熱損失係数	—	5.2 W/(m ² K)以下	4.2 W/(m ² K)以下	2.7 W/(m ² K)以下
相当隙間面積	—	—	—	5.0 cm ² /m ² 以下
仕様基準				
断熱材(外壁)	なし	グラスウール30mm	グラスウール55mm	グラスウール100mm
断熱材(天井)	なし	グラスウール40mm	グラスウール85mm	グラスウール180mm
開口部(窓)	アルミサッシ + 単板	アルミサッシ + 単板	アルミサッシ + 単板	アルミニウム重サッシ 又はアルミサッシ+複層ガラス
年間暖冷房費※	約 13万3千円/年	約9万2千円/年	約7万5千円/年	約5万2千円/年
年間暖冷房エネルギー消費量※	約56GJ	約39GJ	約32GJ	約22GJ

※ 一定の仮定を置いて、国土交通省において試算。

省エネ法の改正による住宅・建築分野の省エネ対策の強化

2005年公布、2006年4月1日施行

【改正のポイント】

ストック対策の強化

一定規模(床面積2,000㎡以上)の非住宅建築物の大規模修繕等を行う者に対し、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(改正前は、新築・増改築する者に対してのみ義務付け)

住宅に関する対策の強化

一定規模(床面積2,000㎡以上)の住宅についても、非住宅建築物と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付け(改正前は、努力義務のみ)

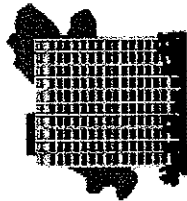
※所管行政庁：建築主事を配置し、建築確認等を行う都道府県等
 ※省エネ措置：建築物の外壁、窓等の断熱化、空調和設備等の効率的な利用
 ※大規模修繕等：外壁、窓等の大規模の修繕・模様替、空調調和設備等の設置又は大規模の改修

【改正内容】

【省エネ措置の届出義務(一定規模以上が対象)】

〈改正前(2003～)〉

建築物



2,000㎡以上の建築物(非住宅)

・新築・増改築の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出

・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

拡充

〈改正後(2006～)〉

住宅



2,000㎡以上の建築物(非住宅)

・新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出

・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

2,000㎡以上の住宅

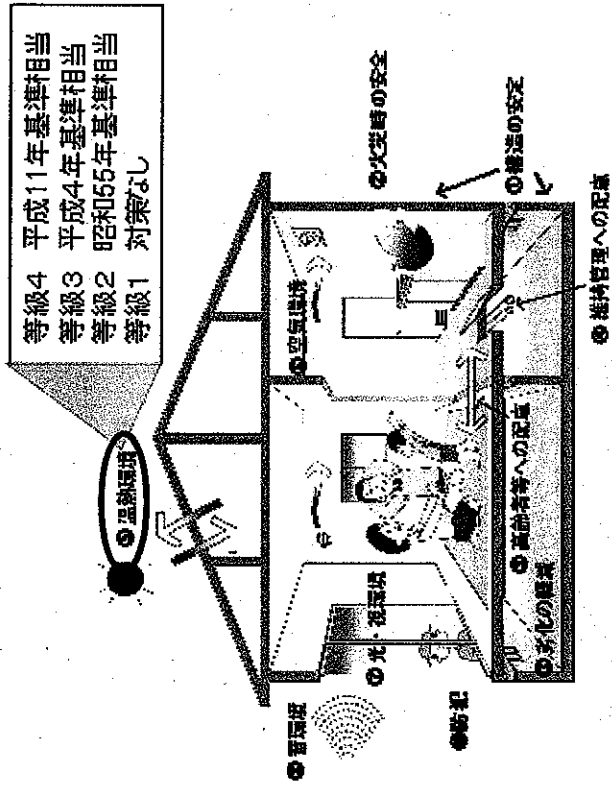
・新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置に係る事項を所管行政庁に届出

・省エネ措置が著しく不十分 → 指示・公表

○上記届出をした者は、届け出た省エネ措置に関する維持保全の状況を定期的に所管行政庁に報告。
 (維持保全の状況が著しく不十分な場合は、所管行政庁が勧告)

住宅性能表示制度の普及推進

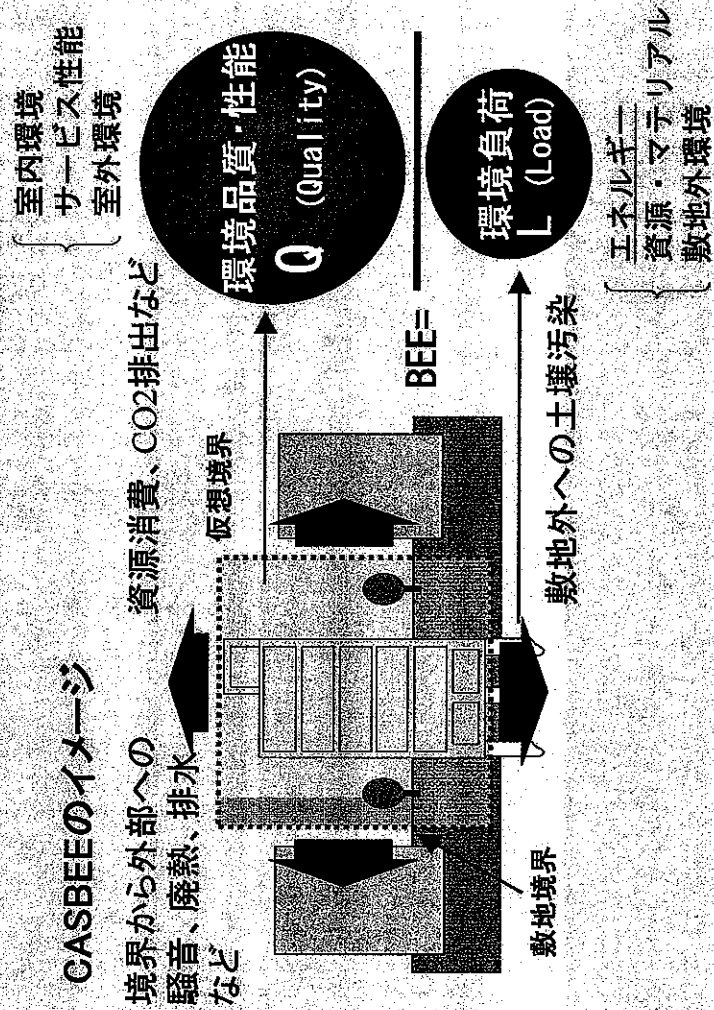
住宅品質確保法による、省エネ性能等住宅の性能について消費者に分かりやすく表示する制度(住宅性能表示制度)の普及を推進。(2000～)



- 住宅性能表示制度の実績
 - 新設住宅着工戸数に占める割合 約20% (2006年度)
 - 累計交付戸数(2007年3月末まで): 設計住宅性能評価(新築住宅) 91万戸 建設住宅性能評価(新築住宅) 52万戸

総合的な環境性能評価手法(CASBEE)の開発・普及

住宅・建築物の居住性(室内環境)の向上と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かり易い指標として示すシステムの開発・普及を推進。(2001～)



- 地方自治体における環境性能評価の活用
- 評価結果の提出義務及び公表
- マンション広告への評価結果表示義務等
- 市場における環境性能評価の活用
- 評価結果の自主的な公表によるアピール等

住宅ローンの優遇による
省エネ住宅の誘導

住宅金融支援機構において、省エネルギー性能等の優れた住宅について、証券化ローンの金利引き下げを行うことにより、質の高い住宅の供給を促進。

- 対象となる住宅
 - 省エネルギー性能、バリアフリー性能、耐震性能又は耐久性・可変性に優れた住宅
 - ・省エネルギー性能
 - 平成11年基準相当以上
 - (住宅性能表示基準における省エネルギー対策等級4に相当)
- 金利引き下げ幅
0.3%(当初5年間)
- 2007年度予算額
500億円(公庫へ出資)
(2006年度予算額 300億円)

日本政策投資銀行の低利融資制度
(エコビル整備事業)による誘導

環境に配慮した建築物の整備を促進するため、特定の要件を満たす建築物の整備事業に対し、低利融資を実施。

- 対象となる建築物
 - 延べ床面積2,000㎡以上かつ次の何れかの要件を満たすもの
 - ・建築物の省エネルギー化
 - ・水資源の有効活用又は雨水の流出抑制
 - ・緑化による良好な都市環境の保全・創出
 - ・建築物の長寿命化
- 金利 : 政策金利 I
- 融資比率 : 40%